

報告第8号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区 堀ノ内三丁目在住 女性	事故日:平成28年12月22日 場 所:杉並区松ノ木二丁目 ・庁有車が交差点に進入した際、左側から一時停止をせずに交差点に進入してきた相手方自転車と接触し、その際に相手方が転倒し腰を負傷した。 (教育委員会事務局)	35,895円
			平成29年2月22日